

病院建設運営委員会 会議資料

1. 開院までの全体スケジュールについて	【資料1】 1
2. 企業団への移行について	
(1) 企業長・副企業長の選任について	【資料2-1】 2
(2) 企業団の組織・定数及び運営体制について	【資料2-2】 5
3. 付託議案について	
(別冊 議案説明資料)	
4. 報告事項等について	
(1) 竣工式典、内覧会の概要について	【資料3】 8
(2) 医療健康ジャーナル（はぴねすだより）の発行について	

南和広域医療組合
平成28年3月1日

開院までの全体スケジュールについて

資料 1

南和広域医療組合
平成 28 年 3 月 1 日

4月1日 南奈良総合医療センター・吉野病院・五條診療所 オープン 南奈良看護専門学校 開校

	1月	2月	3月	4/1	4月
1. イベント 会議・議会・視察		▲市町村長・議員視察 1月中下旬	▲運営会議 2/22 ▲組合議会定例会 3/1・2 ▲竣工式典・内覧会 3/13 		
2. 病院運営 電子カルテ 患者動線 診療			▲運用リハーサル 2月中旬～ 3回 		▲診療開始 ※外来4/4(月)～ 
3. 患者移送 現病院の患者搬出 南奈良総合医療センター患者受入		▲患者移送リハーサル 2月初旬～ 			▲患者移送、入院患者受入開始 4/1～ 
4. 患者引き継ぎ	▲診療情報提供書(サマリー)の作成 	前年10月～ ▲診察券発行・診療予約開始 2/1～ 現3病院で  			▲スムーズに診療開始 
5. 医療機器等整備		▲医療機器・什器・備品 搬入・据付・試行運転等 1月中旬～   			▲診察・検査・手術など開始 



総行市第1号

資料2-1
南和広域医療組合
平成28年3月1日

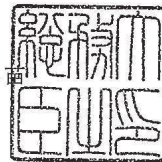
南和広域医療企業団規約

南和広域医療組合
管理者 荒井 正吾 殿

平成27年12月22日付け南広医第190号で申請のあった南和広域医療組合の規約変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき許可する。

平成28年2月1日

総務大臣 山本 早苗



（企業団の目的）

第1条 この企業団は、奈良県と南和地域（五條市及び吉野郡の区域をいう。以下同じ。）の市町村が一体となって公立病院を効率的に経営することにより、地域住民に最適な医療を継続的に提供できる体制を構築し、もって地域住民の健康な生活を将来にわたり確保することを目的とする。

（企業団の名称）

第2条 この企業団は、南和広域医療企業団（以下「企業団」という。）という。

（企業団を組織する地方公共団体）

第3条 企業団は、奈良県、五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村（以下「関係地方公共団体」という。）をもって組織する。

（企業団の共同処理する事務）

第4条 企業団は、次に掲げる事務を共同して処理する。

- (1) 南和地域における公立病院の建設及び施設整備に関する事務
- (2) 南和地域における公立病院の運営に関する事務
- (3) 南和地域における在宅医療の推進に関する事務
- (4) 南和地域におけるへき地医療の支援に関する事務
- (5) 南和地域における公立看護専門学校建設及び施設整備に関する事務
- (6) 南和地域における公立看護専門学校の運営に関する事務

（地方公営企業法の適用）

第4条の2 企業団の経営する病院事業に地方公営企業法（昭和27年法律第29号）の規定の全部を適用する。

（企業団の事務所の位置）

第5条 企業団の事務所は、吉野郡大淀町大字福神8番1に置く。

（企業団議会の設置等及び企業団議員の選挙の方法）

第6条 企業団に議会（以下「企業団議会」という。）を置く。

2 企業団議会は、第1条の目的を達成するため、公正性及び透明性を確保し、地域住民に開かれた議会とする。

3 企業団議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は13人とし、関係地方公共団体の議会の議員のうちからそれぞれ1人を関係地方公共団体

の議会において選挙する。

- 4 関係地方公共団体の議会の議長は、前項の選挙が終わったときには、直ちにその結果を企業団に通知しなければならない。

(企業団議員の任期等)

第7条 企業団議員の任期は、関係地方公共団体の議会の議員の任期とする。

ただし、関係地方公共団体の議会の議員でなくなったときは、企業団議員の職を失う。

- 2 企業団議員に欠員を生じた関係地方公共団体は、前条第3項の規定の例により、直ちに企業団議員の補欠選挙を行わなければならない。

- 3 前条第4項の規定は、前項の補欠選挙について準用する。

(議長及び副議長)

第8条 企業団議会に、議長及び副議長それぞれ1人を置く。

- 2 議長及び副議長は、企業団議員のうちから企業団議会において選挙する。

- 3 議長及び副議長の任期は、企業団議員の任期とする。

(企業長及び副企業長)

第9条 企業団に、企業長を置く。

- 2 企業長は、必要と認めるときは、第12条の2第1項に規定する運営会議の承認を得て、副企業長を任命することができる。

- 3 副企業長は、企業長を補佐し、企業長に事故あるとき又は企業長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 4 企業長及び副企業長の任期は、4年とする。ただし、再任することができる。

第10条 削除

(職員)

第11条 企業団に職員を置き、企業長がこれを任免する。

- 2 職員の定数は、条例で定める。

(監査委員)

第12条 企業団に、監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、企業長が企業団議会の同意を得て、病院事業の経営管理に関し識見を有する者の中から選任する。

- 3 監査委員の任期は、4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(運営会議の設置)

第12条の2 企業団の経営方針その他重要な運営事項について協議するため、南和広域医療企業団運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議の委員は、関係地方公共団体の長をもって充てる。

- 3 運営会議に必要な事項については、企業長が定める。

(企業団の経費の支弁の方法)

第13条 企業団の経費は、企業団の事業から生ずる収入、補助金、地方債、関係地方公共団体の負担金その他の収入をもって充てる。

- 2 前項の関係地方公共団体の負担金の負担割合については、企業団は関係地方公共団体と協議して定める。

- 3 事業により生じた利益剰金の処分又は欠損金の処理については、企業団が関係地方公共団体と協議して定める。

(雑則)

第14条 法令及びこの規約に定めるもののほか、企業団の運営に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則（平成24年1月23日 総行市第146号）

(施行期日)

- 1 この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

(検討)

- 2 組合は、この規約の施行後適当な時期において、第4条に規定する事務の処理の状況を勧告し、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の適用その他の事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成28年2月1日 総行市第1号）

(施行期日)

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際現にこの規約による改正前の南和広域医療組合理約（以下「旧規約」という。）第6条第3項の規定により南和広域医療組合の議会の議員として選出された関係地方公共団体の議会議員は、この規約による改正後の南和広域医療企業団規約（以下「新規約」という。）第6条第3項の規定により南和広域医療企業団の議会の議員として選出されたものとみなす。

- 3 この規約の施行の際現に旧規約第12条第2項により南和広域医療組合の監査委員として選任された者は、その任期が満了するまでの間、新規約第12条第2項の規定により選任された南和広域医療企業団の監査委員とみなす。

- 4 新規約第9条第2項の規定にかかわらず、平成28年4月1日付けで副企業長を任命する場合は関係地方公共団体の長が共同して任命するものとする。

企業長及び副企業長の選任について

企業長

1. 企業長の設置目的（平成27年10月15日運営会議での合意事項）

①次年度からはこれまでの病院整備の段階から病院経営の段階に移行するため、ガバナンス体制を強化するとともに、経営に対する責任体制を明確にすることが必要。併せて、病院経営には、効率的な経営、臨機応変な経営が必要であるため、専任の管理者として企業長を設置することとする。

②へき地診療所との連携など、地域の特性、県の医療政策を踏まえた病院経営を行うことが必要なため、病院経営に識見があり、市町村との調整もでき、県の医療政策にも精通した人材として県部長級を配置する。

2. 企業長の任期及び選任方法

任期：4年（再任可）

選任方法：組合の構成団体の首長が共同して任命する。（地方公営企業法第39条の2第3項）

3. 企業長の候補者

○氏名	上山 幸寛（うえやま ゆきひろ）
○生年月日	昭和33年10月27日生(57歳)
○住所	奈良市
○主な経歴	昭和56年4月 奈良県採用 平成13年4月 奈良県立医科大学事務局病院第一課経営企画係長 平成20年4月 商工労働部工業支援課長 平成22年4月 くらし創造部協働推進課長 平成24年4月 景観・環境局次長 平成26年4月 こども・女性局長

※ 企業長等の給与及び旅費に関する条例(案)

第3条第1項 企業長の給料月額は、718,000円とする。

※ 企業長及び副企業長の退職手当に関する条例(案)

第3条
○退職手当の額 給料月額×在職月額×次の割合(100分の10)

副企業長

1. 副企業長の設置目的(役割)

企業長を補佐し、企業長に事故あるとき又は企業長が欠けたときに職務を代理する。

2. 副企業長の任期及び選任方法

任期：4年（再任可）

選任方法：必要と認めるときは、運営会議の承認を得て企業長が任命する。（規約第9条第2項）
但し、28年4月1日付け任命の副企業長は企業長と同様の任命方法をとる。（規約附則）

3. 副企業長の候補者

一人目(管理担当副企業長)

○氏名	杉山 孝（すぎやま たかし）
○生年月日	昭和36年3月16日生(55歳)
○住所	磯城郡田原本町
○主な経歴	昭和58年4月 奈良県採用 平成21年4月 健康安全局医師・看護師確保対策室長 平成24年4月 健康福祉部長寿社会課長 平成26年3月 医療政策部次長 平成26年4月 南和広域医療組合派遣(副管理者)

二人目(医療担当副企業長)

○氏名	松本 昌美（まつもと まさみ）
○生年月日	昭和31年8月14日生(59歳)
○住所	五條市
○主な経歴	昭和57年 3月 奈良県立医科大学医学部卒業 平成 5年10月 奈良県立医科大学助手 平成11年10月 奈良県立五條病院内科部長 平成18年 4月 奈良県立五條病院副院長 平成20年 7月 奈良県立五條病院院長 平成24年 3月 南和広域医療組合 副管理者(医療担当)兼務

※ 企業長等の給与及び旅費に関する条例(案)

(管理担当副企業長)
第3条第2項 副企業長の給料月額は、640,000円を上限として企業長が定める額とする。

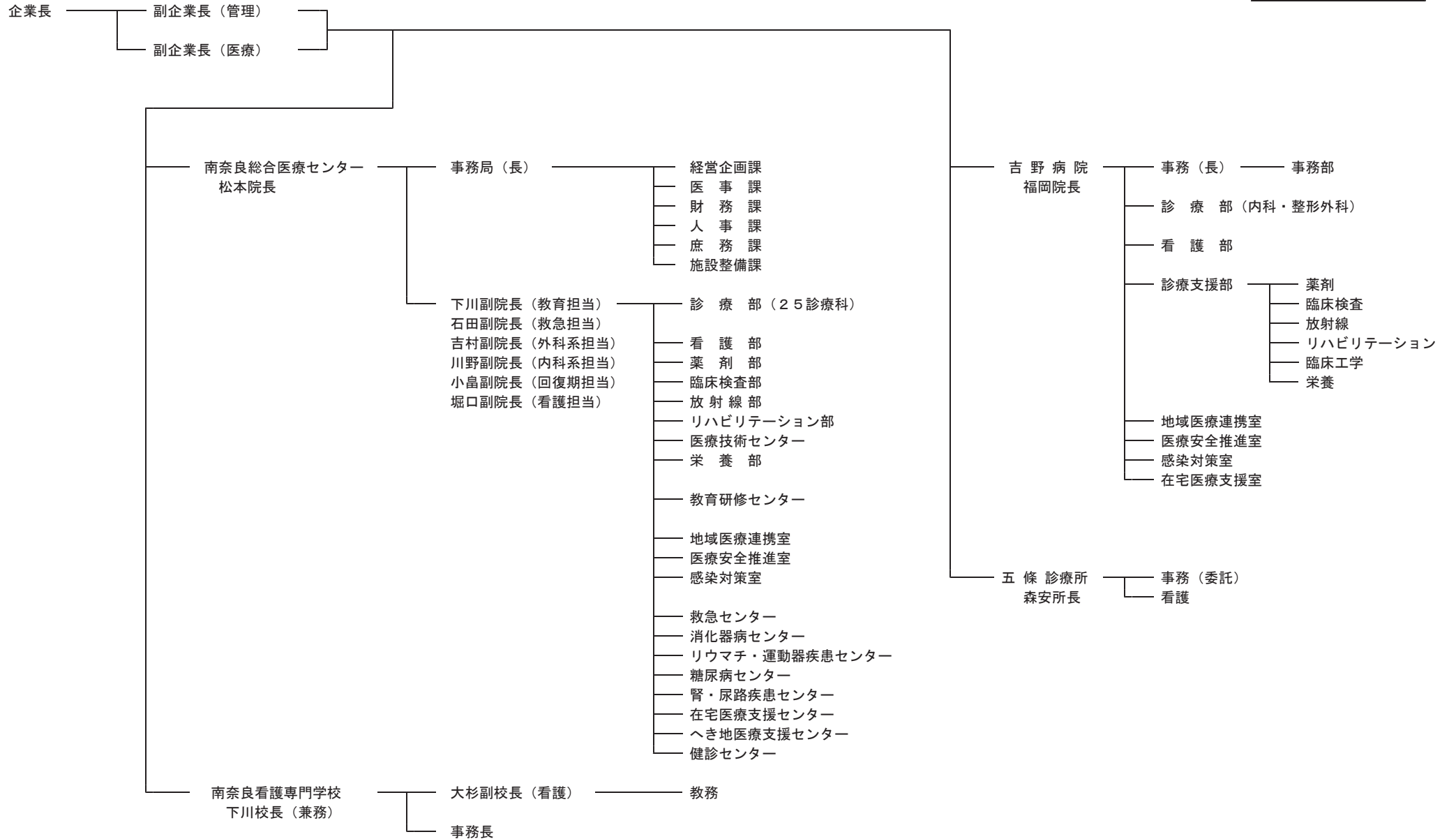
(医療担当副企業長)
第3条第3項 副企業長が医師の場合の給料月額は、一般職に属する職員のうち南奈良総合医療センターの院長に相当する職員の給与を基準に企業長が定めるものとする。

※ 企業長及び副企業長の退職手当に関する条例(案)

第3条
○退職手当の額 給料月額×在職月額×次の割合(100分の10)

平成28年度 南和広域医療企業団 組織図

資料 2-2
南和広域医療組合
平成28年3月1日



南和広域医療企業団 平成28年度の職員定数について

H28職員定数 = 配置定員 + ※ 調整分(配置定員の5%以内) + 特殊事情(五條病院開院に向けて確保する人員分)

460名 = 417名 + 17名 + 26名

※ 「調整分」は、診療報酬の改定等に機動的に対応する部分を含めて、若干の余裕を確保するもの。

✓ 五條病院の開院に伴う増員については、平成29年度定数として、精査のうえ改めて提案する。

1 病院別配置定員

	H28 配置定員					H28 配置見込(正規職員)					参考(配置職員の身分移管前の所属等)				
	南奈良総合医療センター	看護専門学校	吉野病院	五條診療所	計	南奈良総合医療センター	看護専門学校	吉野病院	五條診療所	計	五條病院	吉野病院	大淀病院	採用	構成団体からの派遣
医師	53		5	1	59	50		5	1	56	22	1	5	28	0
看護師	195	10	44		249	201	10	43		254	125	39	76	12	2
看護補助	0		8		8	15		11		26	0	16	10	0	0
コメディカル (薬剤・検査・放射線・リハビリ・臨床工学・視能訓練・歯科衛生・栄養)	60		12		72	63		12		75	19	13	34	9	0
事務(技術・診療情報管理・社会福祉士を含む)	25		4		29	25		4		29	2	3	1	1	22
合計	333	10	73	1	417	354	10	75	1	440	168	72	126	50	24

2 標榜診療科及び医師配置見込

1 南奈良総合医療センター(25診療科)

(診療科)	医師配置数	(診療科)	医師配置数	(診療科)	医師配置数
内科系		外科系		その他	
内科	2	消化器総合外科	4	麻酔科	3
総合内科	7	脳神経外科	3	放射線科	1
循環器内科	1	整形外科	5	病理診断科 (非常勤)	
呼吸器内科	2	皮膚科	1	院長	1
消化器内科	4	泌尿器科	1		
糖尿病内科	2	眼科	1		
内分泌代謝内科	1	耳鼻咽喉科	1		
感染症内科	2	産婦人科	1		
神経内科	1	救急科	2		
小児科	3	歯科口腔外科	1		
精神科(外来) (非常勤)		リハビリテーション科 (整形外科対応)		(合計)	50

2 吉野病院(2診療科)

(診療科)	配置医師数
院長	1
内科	3
整形外科	1
(合計)	5

3 五條診療所(2診療科)

(診療科)	配置医師数
所長	1
内科	(所長+※)
整形外科	※
(合計)	1

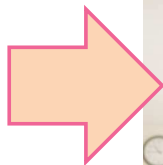
※は南奈良の医師が診療応援

企業団経営管理に関する体制について

会議等の区分・概要		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
構成団体 企業団	企業団運営会議(年2回+臨時)	企業団の事業活動をマネジメントする会議 経営目標達成率等報告 企業団経営方針審議 受益と負担に関する重要事項審議 議会議決事項等審議											
	参画者 構成団体首長、企業長、副企業長	▲は会議時期											
	情報伝達・指示	▲											
企業団	企業団経営企画委員会(四半期1回)	経営目標達成状況の進捗管理で病院経営をマネジメントする会議 四半期決算発表、経営目標達成率情報共有、業務改善方針審議、病院経営方針の審議 運営委員会への決定事項伝達 等											
	参画者 企業長、副企業長、院長、副院長、部門長、有識者(外部委員)参画を検討 開催日 四半期末の翌月第○週○曜日○時～	△	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	情報伝達・指示	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
企業団	病院運営委員会(月1回)	月次決算の積み重ねで病院経営をマネジメントする会議 月次決算発表、経営目標達成率情報共有、業務改善策実践指示 幹部会議への決定事項伝達 等											
	参画者 企業長、副企業長、院長、副院長、診療部長、部門長(看護師長等参画) 開催日 毎月第○週○曜日○時～	△	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	情報伝達・指示	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
企業団	病院幹部会議(週1回) 病院ごと	最もリアルタイムで病院経営をマネジメントする会議 患者動向等情報共有 各部門からの現状報告 業務改善策の部門間協議 各部門への決定事項伝達 等											
	参画者 企業長、副企業長、院長、副院長、部門長 開催日 毎週○曜日○時～	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	医療現場で実践指示	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲



企業団に勤務する全職員



将来も地域に必要な医療を提供し続ける

南和の医療は南和で守る

資料 3

南和広域医療組合
平成28年3月1日

南奈良総合医療センター・南奈良看護専門学校 竣工式典・内覧会の概要

1. 竣工式典

日程 平成28年3月13日(日)

- ① 式典 9:30～10:30
 - 一. 開会挨拶 荒井管理者
 - 二. 来賓祝辞 秋本組合議長、国会議員出席者、
中村県議会議長、古家県立医科大学附属病院長、
邊見全国自治体病院協議会長、塩見県医師会長
 - 三. 来賓紹介
 - 四. 事業報告 杉山副管理者
 - 五. 閉会挨拶 松本副管理者
- ② テープカット 10:45～10:55
- ③ 内覧会 11:00～12:00
- ④ 祝賀会 12:00～13:00

2. 地域住民向け内覧会

同日 14:00～17:00

3. 記念品等

- ① パンフレット
- ② 記念品
 - A 十津川杉の名刺入れ（十津川村提案）
 - B 吉野杉の箸（下市町提案）
 - C 黒滝産吉野杉の定規（黒滝村寄贈）

※ 地域住民向け内覧会ではパンフレット、クリアファイルを配布



竣工式典出席者数概算資料

主催者 来賓の別	出席者の区分	人数
主催者	管理者等	4
	副管理者（首長）	12
	組合構成市町村関係者	22
	奈良県	21
	看護専門学校長	1
	副院長等	6
	主催者 計	66
	来賓	組合議員・監査委員
国会議員		7
県議会議議員		8
市町村議会議員		18
奈良医大		38
へき地診療所		8
医師会		62
歯科医師会		5
薬剤師会		2
周辺病院		19
関係病院看護部		3
各種団体		34
関係機関		12
県内看護専門学校		14
事業関係者		10
功労者等		9
元職		8
来賓 計		271
主催者・来賓 合計		337

南奈良総合医療センター・南奈良看護専門学校 竣工式典・内覧会の会場配置図

